

## 秋田県漁業調整規則に基づく漁業の許可又は起業の認可の基準

漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号から第11号、第13号及び第14号に係る申請が許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等又は漁業者の数を超えた場合には、規則第11条第5項及び第7項の規定に基づき、次のとおり漁業の許可等の基準を定める。

第1 当該漁業に係る許可等の申請が、許可等すべき船舶等の数を超えた場合には、次の1から7までの番号順（昇順）を第1優先順位として許可等をする。ただし第1優先順位において同順位である場合は、第2優先順位により許可等をする。なお、優先順位に係る基準日は、申請しようとする漁業の公示日とする。

第1優先順位	第2優先順位	確認事項
1 現に有効な当該漁業の許可を受けており、許可の有効期間の満了日到来のため許可等を申請するものであり、当該漁業の操業実績を有する者 ただし、3許可期間（概して9年間）において操業実績のない者を除く	当該漁業における水揚げ日数が多い順	・漁獲成績報告書
2 当該漁業の許可を受けている漁業者に3年（漁期）以上雇われ、当該漁業者と共に乗船し、操業した経験を有する者	雇入れの期間が多い順	・雇用契約書 ・給与明細等
3 県が実施する漁業研修等（基礎研修等を除く）に参加・修了した者	年齢の若い順	研修修了書等
4 過去に当該漁業の許可を受けた漁業者で、対象資源の状況や漁業調整のため等やむを得ない理由により、許可を返納したことがある者 ただし、許可期間に操業実績を有する者に限る	当該漁業の許可を受けて操業していた直近2年間における水揚げ日数が多い順	・過去の許可 ・漁獲成績報告書 ・漁協の水揚げ伝票等
5 直近の2年以上、自ら漁業（自由漁業、9年間許可実績のない者は他の許可漁業、漁業権漁業）を行い生計を立てている者	直近2年間の水揚げ金額が多い順	漁協等が発行する水揚げ証明書等
6 直近の2年以上、漁業従事者として生計を立てている者	直近2年間の漁業収入が多い順	・雇用契約書 ・給与明細等
7 漁業関係団体から推薦を受けた者	推薦書の属性により判断	推薦書

第2 過去5年間において、漁業に関する法令及び労働に関する法令に係る違反があった場合で、表の左記に該当する者は、第1優先順位（第1の表の1から7の番号順（昇順））を右記の順位下げものとする。なお、下がった順位内での第2優先順位は、最も低い順位とする。

法令違反状況	優先順位の降格
有罪（複数回）になり、その処分を受けたことのある者	3
有罪（1回）になり、その処分を受けたことのある者	2
始末書等軽微な違反（複数回）がある場合	2
始末書等軽微な違反（1回）がある場合	1

第3 1及び2の規定によっても同順位である者については、規則第11条第6項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等する者を定めるものとする。

#### 附則

- 1 この基準は、令和5年9月12日から施行する。
- 2 この基準の施行に伴い、次に掲げる許可の基準は廃止する。
  - (1) たこつぼ漁業の知事許可漁業の許可の基準（令和3年2月19日施行）
  - (2) 秋田県漁業調整規則第4条第1項第13号及び第14号に係る知事許可漁業の許可の基準（令和3年11月5日施行）
  - (3) 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の許可又は起業の認可の基準（令和5年3月10日施行）